

## 財産税(償却資産)に係る海外実態調査票 (中国本土)

### ○調査方法

- ・本調査票の質問に対して回答(併せて送付している2014年調査の回答がその後変更となっていればその理由も回答)
- ・あわせて、当該国の財産税の具体的な評価方法を定めたもの(日本でいう「固定資産評価基準」など)を原文で収集する他、参考としたウェブサイトのURLを提示

2014年調査対象国

アメリカ(カリフォルニア州、ヴァージニア州、オレゴン州)、イギリス、韓国

### 本調査の対象とする「償却資産」について

日本においては、土地、家屋及び償却資産に対して固定資産税が課せられています。

また、固定資産税は、固定資産の所有者に対し、その所在市町村が課税しています。

日本では、「償却資産」の範囲は、税務会計上の有形減価償却資産のうち、家屋を除くものとしています。

「家屋」とは、①土地に定着する建造物で、②屋根、周壁を有し、③居住、作業、貯蔵等の用に供するものとしています。また、家屋に取り付けられた一定の設備(電気や電話の配線、水道やガスの配管等)は、家屋として課税しています。

日本では、償却資産に対する課税は、時価評価された資産価格に一定の税率を乗じることとしています。

また、償却資産の評価方法は、償却資産の取得価格から、所得課税で用いる耐用年数に応じた減価率を使用し、経過年数に応じた減価額を控除して、残価(現在価値)を求める方法としています。

本調査は、貴国の財産税制度全体の基本的な仕組みについて伺った上で、特に償却資産について、課税対象範囲や評価の基本的な仕組み、所得課税における減価償却制度との関連性等について調査し、我が国と、諸外国における償却資産に対する課税の仕組みの違いを調査するものです。

### 調査票の記入について

- ・選択肢によるものは選択肢で回答し、( ) 内に記入を求めるものは回答を文章で回答してください。
- ・本調査票では、まず、財産税制度全体に関する調査を行い、続けて償却資産に対する課税に関する調査を行います。

Q 1 財産税制度全体の基本的な仕組みについて

(1)-1 次に掲げる財産に対して、税を賦課する制度があるか(これらを別々に評価・課税している場合も、一体として評価・課税している場合も、各々該当があれば○を付けてください。)

- |       |                                     |      |
|-------|-------------------------------------|------|
| ・土地   | <input checked="" type="radio"/> ある | イ ない |
| ・家屋   | <input checked="" type="radio"/> ある | イ ない |
| ・償却資産 | <input checked="" type="radio"/> ある | イ ない |

※償却資産について、イと回答した場合は、Q 2以降の回答は必要ありません。

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(1)-2 (1)-1で「ア ある」と回答した場合の税の名称

例：property tax(アメリカ)

不動産税(…※)、都市土地使用税、耕地占用税、契税  
資源税  
車船税、船舶とん税

(※)ただし家屋と一体不可分の償却資産は日本と同様家屋と見なし、独立した償却資産には課税していない。

(2) 財産税(土地、家屋以外の償却資産)を課しているのは、どのレベルの団体か(該当する欄に○を記載し、ウの場合には欄内に具体的に記載してください。)

資産の種類 選択肢	償却資産
<input checked="" type="radio"/> 郡・県レベル (広域的自治体)	<input checked="" type="radio"/> 地方税務局 不動産税、車船税
<input checked="" type="radio"/> 市町村レベル (基礎的自治体)	<input checked="" type="radio"/> 地方税務局 不動産税、車船税
<input checked="" type="radio"/> その他 (具体的に)	<input checked="" type="radio"/> 国 船舶とん税(税関)

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(3) (2)の課税団体は課税対象資産の価格をどのように求めるのか

該当する欄に○を記載し、イ～オの場合は、欄内にその価格の決定方法を具体的に記載してください。

資産の種類 選択肢	償却資産
<input checked="" type="radio"/> 「取得価格方式」(取得価格を基礎とした評価)	不動産税
イ「基準価格方式」(取得価格を補正したものを基礎とした評価)	
ウ「賃貸価格方式」(賃貸市場がある資産の賃貸価格を評価額とする)	
エ「市場価格方式」(取引市場がある資産の市場価格を評価額とする)	
<input checked="" type="radio"/> その他(具体的に)	車船税(車船の種類等で分類のうえ、別紙表(中国の地方行財政制度 p. 90)に基づき、各地方政府が国務院に報告の上で決定) 船舶とん税(別紙表(「中国税制概覧」p. 270)に基づき、船舶の種類、総トンによって税率が定められる。)

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(4) (2)の課税団体は財産税(償却資産)について、税率をどのように設定しているか

ア 一定 ( %)

複数 (最小 % (~最大 %))

<複数の場合の具体的な説明>

例: コンピューターは◇◇%、機械装置は☆☆% など

**不動産税** : 建物の取得原価(その建物と一体不可分の付属設備を含む)からその取得原価の10~30%を控除した残額を課税基準とし、1.2%の税率で課税。  
賃貸している建物については、その建物の年間賃貸収入に対し、12%の税率で課税。

**車船税** : (車船の種類等で分類のうえ、別紙表(中国の地方行財政制度 p. 90)に基づき、各地上政府が国務院に報告の上で決定)

**船舶とん税** : (別紙表(「中国税制概覧」p. 270)に基づき、船舶の種類、総トンによって税率が定められる。)

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

Q2 課税対象となる償却資産について

(1)-1 財産税が課される償却資産について、その対象範囲等はどのように決められているか

- Ⓐ 対象となる資産が個別具体的に決められている
- Ⓑ 個別具体的ではなく、課税対象となる資産の条件(範囲)を決めている

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

(1)-2 上記でアの場合は具体的な資産について、イの場合は具体的な資産の条件(範囲)を挙げてください。

- ア(車船税、船舶とん税)それぞれの表を参照
- イ(不動産税)建物と一体不可分の付属設備

※2014年調査から変更があればその理由を背景事情も含めて回答ください。

以上です。ありがとうございました。

参考文献

「中国の地方行財政制度」

[www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j26.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j26.pdf)

『中国税制概覧』(2022年 第26版)